

再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準
千葉県地球温暖化対策実行計画（別冊）
【案】

令和6年（2024年）3月

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 基準の位置付け | 1 |
| 3 基準の対象 | 2 |
| 第2章 基準 | 3 |
| 1 太陽光発電施設に関する基準 | 3 |
| (1) 促進区域に含めない区域 | 3 |
| (2) 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 | 4 |
| 2 風力発電施設に関する基準 | 11 |
| (1) 促進区域に含めない区域 | 11 |
| (2) 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 | 12 |
| 第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項 | 19 |
| 第4章 基準の見直し | 19 |
| 【参考資料】 促進区域の設定等に当たって参考となるマニュアル等 | |

第1章 基本的事項

1 趣旨

○国は、地域の脱炭素化を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）の改正（令和4年4月施行）により、地方公共団体実行計画制度を拡充し、「地域脱炭素化促進事業」の制度※を創設しました。

<※地域脱炭素化促進事業に関する制度>

円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するもの。

○これにより、市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等を定めるよう努めることとされ、その設定にあたっては、国・県の環境保全に係る基準を踏まえることとされています。

○このため、本県の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進するため、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、促進区域の設定に関する環境配慮基準を定めます。

国・県の環境保全に関する基準と促進区域の関係



2 基準の位置付け

本基準は、法第21条第7項に規定する都道府県が定める促進区域に関する環境配慮基準（以下「基準」という。）です。

3 基準の対象

(1) 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

- ・太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するもの）
- ・風力発電施設（風力を電気に変換するものであって、洋上に設置するものを除く。）

(2) 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置形態等（省令第5条の4 第5項関係）

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力10kW未満の太陽光発電設備
※ただし、県の基準で適用除外とした当該太陽光発電設備であっても、以下に掲げる国の基準は適用されます。

<参考 国の基準>

| 促進区域から除外すべき区域 | |
|--------------------------------------|---|
| 原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 | 自然環境保全法 |
| 国立/国定公園の特別保護地区・海域公園 地区・第1種特別地域（①） | 自然公園法 |
| 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という） |
| 生息地等保護区の管理地区 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という） |

| 市町村が考慮すべき区域・事項※ | | |
|-----------------|----------------------|--------------------------------------|
| 区域 | 国立公園、国定公園（上表①以外） | 自然公園法 |
| | 生息地等保護区の監視地区 | 種の保存法 |
| | 砂防指定地 | 砂防法 |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、「急傾斜地法」という） |
| | 保安林であつて環境の保全に関するもの | 森林法 |
| 事項 | 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 | 種の保存法 |
| | 騒音その他生活環境への支障 | - |

※区域：促進区域に含む場合には、上記区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること又は地域の環境の保全の取組として当該支障を回避する措置を定めることが必要

※事項：地域脱炭素化促進施設の整備の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

第2章 基準

1 太陽光発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）」は、太陽光一表1のとおりです。

市町村は、これらの区域を促進区域に含めることはできません。

<太陽光一表1 促進区域に含めない区域>

| 環境配慮事項 | 促進区域に含めない区域 | 区域等の設定根拠 |
|----------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 土地の安定性への影響 | 砂防指定地 | 砂防法 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地法 |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
| | 土砂災害警戒区域 | |
| | 保安林、保安林予定森林 | 森林法 |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | 河川区域、河川保全区域、河川予定地 | 河川法 |
| | 県指定特別保護地区 | |
| | 県指定鳥獣保護区 | 鳥獣保護管理法 |
| | 国指定鳥獣保護区 | |
| | 生息地等保護区 | 種の保存法 |
| 植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | ラムサール条約湿地 | ラムサール条約 |
| | 生息地等保護区 | 種の保存法 |
| | | |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | 自然環境保全地域 | 自然環境保全法 |
| | 郷土環境保全地域 | 千葉県自然環境保全条例 |
| | 緑地環境保全地域 | |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国立/国定公園の特別地域 | 自然公園法 |
| | 県立自然公園の特別地域 | 千葉県立自然公園条例 |
| | 風致地区 | 都市計画法 |
| 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | 特別緑地保全地区 | 都市緑地法 |
| | 近郊緑地特別保全地区 | |
| | 近郊緑地保全地区 | 首都圏近郊緑地保全法 |

(2) 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項（以下「考慮対象事項」）」等は、太陽光－表2のとおりです。

市町村は、考慮対象事項について、以下のとおり必要な情報を収集した上で、「市町村が促進区域を設定する際の考え方」に基づいた促進区域を設定することが必要です。また、促進区域で行われる事業について、「地域の環境の保全のための取組の考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

<太陽光－表2 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項>

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|---------------------------|---|--|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 騒音による影響 (低周波音による影響を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院等の位置 ・住宅の分布状況 ・用途地域 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という） ・住宅地図 ・都市計画図（各市町村） ・その他の県又は市町村の資料 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校、病院、住宅等への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●学校、病院、住宅等への騒音（パワーコンディショナ）による影響が懸念される場合には、囲いを設ける等、防音対策を講ずること。 ●工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。 |
| 水の濁りによる影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の河川、湖沼等の利用状況（飲料水、農業用水等の取水状況） | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・県、市町村が所有している取水地の情報等 | <ul style="list-style-type: none"> ○取水施設及びその上流側への水の濁り等による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●取水施設の上流側を計画地とする場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|---------------|--|--|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 重要な地形及び地質への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要な地形・地質・自然現象の分布 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター) ・日本の地形レッドデータブック第1集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) 等 | ○重要な地形及び地質が存在する地域及びその周辺を極力避けること。 ●計画地やその周辺に重要な地形及び地質が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| 土地の安定性への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害(急傾斜地崩壊、地すべり、土石流)の発生原因となり得る土地の分布状況 ・土砂災害危険箇所 ・災害危険区域 ・山地灾害危険地区 ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域 ・洪水浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・海岸保全区域 ・土地の災害履歴 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・県や市町村における「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る情報 ・山地灾害危険地区位置図 ・県のちば情報マップや市町村のハザードマップ 等 | ○土砂災害、洪水又は津波等による被害を受けるおそれがある地域及びその周辺を極力避けること。 ●計画地やその周辺に土砂災害、洪水又は津波等による被害のおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じ、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 |
| 反射光による影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院等の位置 ・住宅の分布状況 ・用途地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・住宅地図 ・都市計画図(各市町村) ・他の県又は市町村の資料 等 | ○学校、病院、住宅等への反射光による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●学校、病院、住宅等への反射光による影響が懸念される場合には、反射を抑えた仕様の太陽光パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整、周囲に植栽を施す等、反射光への対策を講ずること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|-----------------------|---|---|---|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息への支障 ・絶滅危惧種の生息への支障 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省レッドリスト（環境省関東地方環境事務所） ・千葉県レッドデータブック・レッドリスト（千葉県生物多様性センター） ・その他の調査研究資料 等 | ○絶滅の恐れがある動物の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に絶滅の恐れがある動物が生息する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い地域 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | ○植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹・巨木林及びその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹・巨木林が存在する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生育への支障 ・絶滅危惧種の生育への支障 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省レッドリスト（環境省関東地方環境事務所） ・千葉県レッドデータブック・レッドリスト（千葉県生物多様性センター） ・その他の調査研究資料 等 | ○絶滅の恐れがある植物の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に絶滅の恐れがある植物が生育する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|----------------------------|--|--|---|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・自然共生サイト | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | <p>○重要里地里山や重要湿地、自然共生サイト及びその周辺を極力避けること。</p> <p>●計画地及びその周辺に重要里地里山や重要湿地、自然共生サイトが存在する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の対象となる区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | <p>○自然再生推進法に基づく自然の再生に取り組んでいる区域への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p> <p>●自然再生推進法に基づく自然の再生に取り組んでいる区域がある場合、事業の実施にあたって、必要な措置を講じること。</p> |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園、千葉県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・景観計画の対象区域 ・展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット等 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・自然公園施設位置図（千葉県環境生活部自然保護課） ・市町村 HP 等 | <p>○国立・国定公園及び県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点のほか、展望台、県の観光スポットから景観への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p> <p>●計画地及びその周辺に国立・国定公園及び県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。</p> |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|--------------------------------|--|---------------------------------------|---|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響（続き） | ・長距離自然歩道 | ・EADAS 等 | ○長距離自然歩道その他自然歩道が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること |
| 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | ・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 | ・県、市町村の観光、公園管理の担当部署への確認 ・観光パンフレット等 | ○人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ●人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、工事用車両の走行によって、これらの活動を阻害しないこと。 |
| その他千葉県が必要と判断するもの | ・優良農地（農用地区域、甲種農地、第1種農地） | ・千葉県農林水産部農地・農村振興課に確認 | ○促進区域に優良農地を含める場合は、耕作の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討すること。 ●計画地やその周辺に優良農地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な農地管理を図り、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|----------------------|--|--|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| その他千葉県が必要と判断するもの（続き） | <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の設定状況等 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県農林水産部水産局水産課、漁業資源課、に確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○河川、湖沼及び海域等での漁業・養殖業への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●計画地周辺の河川、湖沼及び海域等で漁業・養殖業の実態があると判断される場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること（下流及び海面にある漁業権や漁業許可を含む）。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・文化財 　　（建造物） 　　史跡 　　名勝 　　天然記念物 　　伝統的建造物群 　　文化的景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県教育庁教育振興部文化財課に確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○文化財及びその周辺への地域への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●計画地やその周辺に文化財が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の埋設場所 　　（最終処分場 　　不法投棄場所 等） ・土壤汚染場所 　　（要措置区域 　　形質変更時要届出区域 等） | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県環境生活部水質保全課、循環型社会推進課、廃棄物指導課、に確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の埋設場所又は土壤汚染場所への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●計画地に廃棄物の埋設場所又は土壤汚染場所が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|--------------------------|---------------------------------|------|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| その他千葉県が必要と判断するもの (続き) | 【施工時～事業終了後】 ・建設発生土 ・産業廃棄物 | — | ●工事の実施に伴う建設発生土について、適切に撤去・処分すること。 ●発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、適切に撤去・処分すること。 |
| | 【供用中】 ・施設及び事業区域の維持管理 | — | ●施設や事業区域は、既存のガイドライン等を確認し、適切に維持管理すること。 |

2 風力発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）」は、風力一表1のとおりです。

市町村は、これらの区域を促進区域に含めることはできません。

<風力一表1 促進区域に含めない区域>

| 環境配慮事項 | 促進区域に含めない区域 | 区域等の設定根拠 |
|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 土地の安定性への影響 | 砂防指定地 | 砂防法 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地法 |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| | 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
| | 河川区域、河川保全区域、 河川予定地 | 河川法 |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | 県指定特別保護地区、 県指定鳥獣保護区、 国指定鳥獣保護区 | 鳥獣保護管理法 |
| | 生息地等保護区 | 種の保存法 |
| | ラムサール条約湿地 | ラムサール条約 |
| 植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | 生息地等保護区 | 種の保存法 |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | 自然環境保全地域 郷土環境保全地域 緑地環境保全地域 | 自然環境保全法 千葉県自然環境保全条例 |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国立/国定公園の特別地域 県立自然公園の特別地域 | 自然公園法 千葉県立自然公園条例 |
| | 風致地区 | 都市計画法 |
| 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | 特別緑地保全地区 | 都市緑地法 |
| | 近郊緑地特別保全地区 近郊緑地保全地区 | 首都圏近郊緑地保全法 |
| その他、県が特に配慮が必要と判断する事項 | 優良農地 (農用地区域、甲種農地、 第1種農地) | ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 |

(2) 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項（以下「考慮対象事項」）」等は、風力一表2のとおりです。

市町村は、考慮対象事項について、以下のとおり必要な情報を収集した上で、「市町村が促進区域を設定する際の考え方」に基づいた促進区域を設定することが必要です。また、促進区域で行われる事業について、「地域の環境の保全のための取組の考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

<風力一表2 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項>

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|---------------------------|---|---|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 騒音による影響 (低周波音による影響を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院等の位置 ・住宅の分布状況 ・用途地域 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・住宅地図 ・都市計画図（各市町村） ・他の県又は市町村の資料 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校、病院、住宅等への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●学校、病院、住宅等と風力発電施設の距離は、十分な離隔距離を確保すること。 ●工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。 |
| 水の濁りによる影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の河川、湖沼等の利用状況（飲料水、農業用水等の取水状況） | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・県、市町村が所有している取水地の情報等 | <ul style="list-style-type: none"> ○取水施設及びその上流側への水の濁り等による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●取水施設の上流側を計画地とする場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|---------------|---|--|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 重要な地形及び地質への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 重要な地形・地質・自然現象の分布 | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター） 日本の地形レッドデータブック第1集（日本の地形レッドデータブック作成委員会）等 | ○重要な地形及び地質が存在する地域及びその周辺を極力避けること。 ●計画地やその周辺に重要な地形及び地質が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| 土地の安定性への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 保安林 保安林予定森林 | <ul style="list-style-type: none"> 当該地を所管する千葉県各林業事務所に確認 | ○保安林を極力避けること。 ○保安林の第1級地について は、森林法第34条第2項で定める土地の形質の変更行為に係る許可（保安林内作業許可）の範囲内で実施できる事業を対象とすること。 ●計画地及びその周辺に保安林が含まれる場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地の分布状況 土砂災害危険箇所 災害危険区域 山地災害危険地区 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域 洪水浸水想定区域 津波災害警戒区域 海岸保全区域 土地の災害履歴 | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院） 県や市町村における「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る情報 山地災害危険地区位置図 県のちば情報マップや市町村のハザードマップ等 | ○土砂災害、洪水又は津波等による被害を受けるおそれがある地域及びその周辺を極力避けること。 ●計画地やその周辺に土砂災害、洪水又は津波等による被害のおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じ、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|-----------------------|---|---|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 風車の影による影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院等の位置 ・住宅の分布状況 ・用途地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・住宅地図 ・都市計画図（各市町村） ・その他の県又は市町村の資料 等 | ○学校、病院、住宅等への風車による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●施設の規模及び高さ、冬至の日影の長さ並びに影響が発生する方角及び時間を考慮し、風車の影が学校、病院、住宅等に長時間重ならないこと。 |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息への支障 ・絶滅危惧種の生息への支障 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省レッドリスト（環境省関東地方環境事務所） ・千葉県レッドデータブック・レッドリスト（千葉県生物多様性センター） ・その他の調査研究資料 等 | ○絶滅の恐れがある動物の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に絶滅の恐れがある動物が生息する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電に係るセンシティビティマップ | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | ○渡り鳥の移動ルート又は希少猛禽類の生息域への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●渡り鳥の移動ルート又は希少猛禽類の生息域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|--------------------|---|---|---|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い地域 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹・巨木林及びその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹・巨木林が存在する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生育への支障 ・絶滅危惧種の生育への支障 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省レッドリスト（環境省関東地方環境事務所） ・千葉県レッドデータブック・レッドリスト（千葉県生物多様性センター） ・その他の調査研究資料 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○絶滅の恐れがある植物の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に絶滅の恐れがある植物が生育する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・自然共生サイト | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○重要里地里山や重要湿地、自然共生サイト及びその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に重要里地里山や重要湿地、自然共生サイトが存在する場合は、工事の実施及び供用時の影響について、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|----------------------------|--|--|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 地域を特徴づける生態系への影響（続き） | <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の対象となる区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省 HP 等 | ○自然再生推進法に基づく自然の再生に取り組んでいる区域への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●自然再生推進法に基づく自然の再生に取り組んでいる区域がある場合、事業の実施にあたって、必要な措置を講じること。 |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園、千葉県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・景観計画の対象区域 ・展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット等 | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・自然公園施設位置図（千葉県環境生活部自然保護課） ・市町村 HP 等 | ○国立・国定公園及び県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点のほか、展望台、県の観光スポットから景観への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●計画地及びその周辺に国立・国定公園及び県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |
| | ・長距離自然歩道 | ・EADAS 等 | ○長距離自然歩道その他自然歩道が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ●計画地及びその周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|------------------------|--|---|---|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | ・ キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 | ・ 県、市町村の観光、公園管理の担当部署への確認 ・ 観光パンフレット等 | ○人と自然との触れ合いの活動の場への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ●人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、工事用車両の走行によって、これらの活動を阻害しないこと。 |
| その他千葉県が必要と判断するもの | ・ 漁業権の設定状況等 | ・ 千葉県農林水産部水産局水産課、漁業資源課、に確認 | ○河川、湖沼及び海域等での漁業・養殖業への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●計画地周辺の河川、湖沼及び海域等で漁業・養殖業の実態があると判断される場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること（下流及び海面にある漁業権や漁業許可を含む）。 |
| | ・ 文化財 └ 有形文化財（建造物） 史跡 名勝 天然記念物 伝統的建造物群 文化的景観 ┘ | ・ 千葉県教育庁教育振興部文化財課に確認 | ○文化財及びその周辺への地域への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ●計画地やその周辺に文化財が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 |

| 考慮対象事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法 | | ○市町村が促進区域を設定する際の考え方 ●地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）の考え方 |
|----------------------|--|--|--|
| | 収集すべき情報 | 収集方法 | |
| その他千葉県が必要と判断するもの（続き） | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の埋設場所 <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場 不法投棄場所 等 ・土壤汚染場所 <ul style="list-style-type: none"> 要措置区域 形質変更時要届出区域 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県環境生活部水質保全課、循環型社会推進課、廃棄物指導課、に確認 | <p>○廃棄物の埋設場所又は土壤汚染場所への影響が回避され、又は低減されるよう考慮すること。</p> <p>●計画地に廃棄物の埋設場所又は土壤汚染場所が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p> |
| | <p>【施工時～事業終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土 ・産業廃棄物 | — | <p>●工事の実施に伴う建設発生土について、適切に撤去・処分すること。</p> <p>●発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、適切に撤去・処分すること。</p> |
| | <p>【供用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び事業区域の維持管理 | — | <p>●施設や事業区域は、既存のガイドライン等を確認し、適切に維持管理すること。</p> |

第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

市町村は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意する必要があります。

- 1 本基準は、環境の保全の観点から県内一律に配慮を要する事項を定めていることから、次の事項については市町村が主体的に検討を行うこと。
 - (1) 環境の保全の観点から配慮を要する事項のうち、市町村ごとの地域特性及び対象とする施設の規模・設置形態に応じて配慮を要する事項（特に住民への配慮が必要となる騒音、景観、風車の影等の事項については、地域特性を踏まえた検討が必要である。）
 - (2) 社会的配慮の観点から配慮を要する事項（特に防災に関する事項のほか、農業、文化財等の事項についても、地域特性を踏まえた検討が必要である。）
- 2 環境省、本県及び所管行政機関と十分な意見交換及び調整を行うこと。
また、促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が、隣接する市町村（県外の市町村を含む）に環境影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合は、当該市町村との意見交換及び調整を行うこと。
- 3 環境への影響の懸念が小さい場所（例：工場跡地等の開発済の土地）から優先的に設定するよう検討を行うこと。
- 4 地域の環境の保全のための取組は、地域脱炭素化促進施設に係る事業計画の立案から事業終了後の対応を含めた一連の行為を対象として検討を行うこと。

第4章 基準の見直し

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的・社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

【参考資料】促進区域の設定等に当たって参考となるマニュアル等

| マニュアル 等 | 発行元 (発行年) | 概要 |
|--|-----------------------|--|
| 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (地域脱炭素化促進事業編) | 環境省 (令和5年3月) | 地域脱炭素化促進事業に関する事項を策定し、又は実施するための基本的な考え方、手順等を取りまとめたマニュアル。 |
| 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック | 環境省 (令和5年3月) | 地域脱炭素化促進事業の促進区域等を定める際のより具体的な解説及び事例並びに実務的な手順の例を示したハンドブック。 |
| ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） ・事業計画策定ガイドライン（風力発電） | 資源エネルギー庁 (令和5年10月) | 太陽光発電事業者及び風力発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項及び法の目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）の考え方を記載したガイドライン。 |
| 太陽光発電の環境配慮ガイドライン | 環境省 (令和2年3月) | 環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象にならない規模の太陽光発電事業に対する適切な環境配慮を取りまとめたガイドライン。 |
| 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版） | 環境省 (令和2年3月) | 環境保全と風力発電の導入促進を両立するため、「環境・社会面から風力発電の導入を促進しうるエリア（促進エリア）」等の区域を設定するゾーニングの手法を取りまとめたマニュアル。 |
| 風力発電施設から発生する騒音に関する指針 | 環境省 (平成29年5月) | 風力発電施設から発生する騒音について未然防止の観点から、地域の状況に応じた具体的な対策等が取りまとめた指針。 |